

株式交換に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に基づく開示事項)

2026 年 10 月 1 日

ULS グループ株式会社
ULS コンサルティング株式会社

2026 年 10 月 1 日

株式交換に係る事後開示書類
(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条
に基づく開示事項)

東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号
晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーX 棟 14 階
ULS グループ株式会社
代表取締役社長 横山 芳成

東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号
晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーX 棟 14 階
ULS コンサルティング株式会社
代表取締役社長 横山 芳成

ULS グループ株式会社（以下「ULS グループ」といいます。）及び株式会社 ULS コンサルティング（以下「ULS コンサルティング」といいます。）は、2026 年 7 月 29 日付で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結し、ULS グループを株式交換完全親会社、ULS コンサルティングを株式交換完全子会社、効力発生日を 2026 年 10 月 1 日とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第 1 号）

2026 年 10 月 1 日

2. 株式交換完全子会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 190 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 784 条の 2 の規定に従って、請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第 785 条及び第 787 条の規定並びに第 789 条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第 785 条）

ULS コンサルティングは、会社法第 785 条第 3 項の規定に基づき、2026 年 8 月 14 日付で、ULS コンサルティングの株主に対し、株式交換をする旨並びに ULS グループの商号及び住所を通知しましたが、所定の期間内に、同条第 1 項に基づき、ULS コンサルティングに対して株式の買取請求を行った株主はいませんでした。

ii 新株予約権買取請求（会社法第 787 条）

該当事項はありません。

iii 債権者の異議（会社法第 789 条）

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本株式交換は、ULS グループにとって会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合（簡易株式交換）に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

ULS グループは、会社法第 797 条第 3 項・第 4 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項に基づき、2026 年 8 月 20 日付で、ULS グループの株主に対し、本株式交換をする旨並びに ULS コンサルティングの商号及び住所について公告を行いました。なお、本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合（簡易株式交換）に該当することから、ULS グループに対して株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

ii 債権者の異議（会社法第 799 条）

該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

200 株

5. 上記に掲げるもののほか、本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) ULS グループは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、本株式交換契約について同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、同法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した ULS グループの株主（当該株主総会で議決権を行使することができる株主に限ります。）はいませんでした。

(2) ULS コンサルティングは、会社法第 784 条第 1 項本文の規定に基づき、本件株式交換契約について同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本株式交換を行いました。

(3) ULS グループは、本株式交換に際して、本株式交換により ULS グループが ULS コンサルティングの発行済普通株式の全部を取得する時点の直前時点（以下、「基準時」といいます。）における ULS コンサルティングの株主（ただし、ULS グループを除き

ます。) に対し、ULS コンサルティングの普通株式に代わり、その保有する ULS コンサルティングの普通株式数の総数に 1,011 を乗じた数の ULS グループの普通株式を割当交付いたしました。なお、ULS グループが割当交付した普通株式の数の合計は 202,200 株です。

- (4) 本株式交換により増加した ULS グループの資本金及び準備金の額は以下のとおりです。

①資本金	金 0 円
②資本準備金	金 0 円
③利益準備金	金 0 円

以 上